九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

一九三四(昭和九)年衆議院議員選挙法の改正 (二・完)

杣, 正夫 新潟大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1801

出版情報:法政研究. 50 (2), pp. 33-84, 1984-01-25. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

杣

IE.

夫

はじめに

普選法と総選挙

法制審議会 衆議院議員選挙革正審議会 (以上前号) 天皇制政治システムと選挙過程

投票買収の防止選挙運動の公営

五

す び 第六十五回帝国議会における改正成立

四 法制審議会

(1) 法制審議会への諮問

毅政友会内閣で犬養首相はこの改正案の作成に意欲を燃やし、法制審議会に諮問することを表明していた。 選挙革正 審議会の結論は浜口雄幸民政党内閣では首相 0) 遭 難、 死去のため法案に具体化されなかった。 後継の犬養

にし、 党内閣 U かしこのたびも首相の一九三二(昭和七) 挙国一致内閣を看板にした。 は終わりを告げ、 海軍大将斉藤実の内閣に移った。斉藤内閣は政友、 年、 五・一五事件による横死によって実現を阻まれた。犬養内閣で「政 民政両党の衆議院の多数勢力を準与党

を委員長とする主査委員会でこれを集中審議し、 選挙運動の取締、 案作成手順を踏んで一九三二年八月、 斉藤内閣も前内閣の方針を継承し、 罰則等に付改正の要ありと認む」として諮問を発し、 衆議院議員選挙法の改正をその重点施策の一とした。斉藤首相は犬養首相の法 法制審議会に 同年十一月内閣に答申を行った。 「選挙の自由公正を図らんが為衆議院議員選挙法中選挙の方法、 その答申を求めた。 法制審議会は水野錬太郎

革正審議会の作業の延長として進められた。 審議は第一、投票買収の弊風の防止、 第二、選挙運動費用の低減、 答申を項目で示せば次の通りである。 第三、選挙干渉の防止、 第四、 その他、 とほぼ

第一 投票買収防止に関する事項

- 一、この種の犯罪の刑罰を重くすること。
- 選挙犯罪 者の欠格条件は買収犯等の実質犯に対しては厳しくし、 文書運動の違反など形式犯の軽微なもの

ついてはこの制裁を科さないこと。

三、候補者の連座規定適用範囲の拡張。

四、立候補届出前の選挙運動の禁止。

二 運動費用の減少に関する事項

、選挙運動は公営を以て原則とすること。

第三 選挙干渉防止に関する事項

、官公吏の選挙犯罪の厳罰。

、地方官による選挙情勢の報告の廃止。

選挙取締りに付き、検事に直属する司法警察官の設置

三

第四 その他の制度改正に関する事項

欠格事

由の

整理

三、投要所の増設

名簿登録要件である住居期間の短縮

四、不在者投票の範囲の拡張

五、投票区別開票制を改め、開票区内全投票所の

混同

開票

六、議員欠員補充制度の合理化。

七、 樺太に衆議院議員選挙法を施行すること。 選挙委員会の制を設け、 選挙革 正 の教育活動ならびに選挙公営制度の運用に当らせること。

50 (2 • 35) 173

(1) 一九二九(昭和四)年五月十一日法制審議会官制(勅令第百十八号)公布、従来は臨時のものであったが、これにより常 置のものとなった。内閣総理大臣の監督に属し、その諮詢に応じて重要なる法律制度を調査審議する。

ある。

- 2 を改正する意図を明らかにした。そうして政府は法制審議会にかける経費を予算に計上した。 一九三二(昭和七)年五月三日犬養首相は政友会の選挙法改正特別委員会の開会挨拶を行い、 その中で衆議院議員選挙法
- 3 一九三二年一月二十一日、第六十四回帝国議会における斉藤首相の施政方針演説

五 選挙運動の公営

(1) 清瀬公営案

革正 審議会に引き続き清瀬 郎は選挙運動の公営制の強力な推進者であった。かれは一九三二年三月二十二日衆議 営制度と官吏の身分保障について調査研究を進める旨の回答を行った。

院を通してつぎのような 「議会否認の風潮に関する質問」を犬養首相と鳩山一 郎文相に提出し

想を除かむとするも豈得へけんや。 は一般国民には不可能とも謂ふべき巨額の資金を要し、買収と干渉とは横行す。この状態を放置して議会不信の思 ことを期待せり。 往年普通選挙制の将に布かれむとするや全国の無産大衆は其の実施により自家の希望する政治の行は 然るに普選を実施することの三回真に国民大衆の希望する政治が実現しつつありや。 政府は如何なる施設を以て滔々たる此の思想に対処せむとするや。 選挙運 るべ 動 15

に在り。此の弊を除く為には選挙運動の公営を実行する他なしと考える。 二、今日の選挙界紊乱の原因は選挙運動の私営なる為、巨資を擁する者のみ能く立候補を為し又克く多選を得る

警察官吏が時の政府に迎合するの状態は醜中の醜……政府は事務官の身分保障を為すの意なきか。

ح れ に対し政府は 「立憲政治の健全な発達を期するが為、 選挙制度に関する調査研究を進める」こと、 ならびに公

問書でこの国民は無産大衆から国民大衆、一般国民と階級色の濃いい表現から次第に緩和されたものへ変っているが こ こ に は 瀬質問書でのべられた普選下の政治の現実への国民の幻滅感、そこからの議会不信感は事実であった。もっとも質 清瀬の微妙な政治的立場が反映されているとみてよいだろう。選挙に見られる腐敗現象は国民に議会不信(1)

挙運 営に よい成果をあげることができないところにそれは大きく胚胎したのである。(3) 動が候補者の私的活動にまかされているところに起因するとされる。 ここに は 論理 つぎに清瀬論理は選挙界の弊風 の短絡がある。 ともあれ選挙 が

を思わせる有力な理由であるが、

これは消極的な一面

の理由にすぎない。

積極的には議会による政党政治が政局

の運

された。こうして選挙費用の節減と貧富にかかわらない機会の公平の実現がかれの選挙運動公営化のねらいとされた 運動に費用がかかること、 そのため立候補する機会が資産の乏しい一般民衆の代表に困難になっている不公平が指

て政治が財閥に動かされる弊害が生じたとした。 出を困難にし、二つには政党の幹部が党候補者に援助する資金集めのため財閥から多額の資金をもらい、 もかれは公営化の理由として選挙運動に正常、 正案は第一に選挙運動の公営化、 第六十二回帝国議会の一九三二(昭和七)年六月、かれは衆議院議員選挙法中改正法律案を議員提案した。この改 私的運動の禁止、第二に買収犯等の刑罰加重、 不正常に金がかかることをあげた。 制裁強化を内容としていた。その時 それは一つには無産大衆の代表選 それによ

ないのである。 った。 した現象に対する国民世論の不満はたしかにあったが、 であったと言わねばならない。政党と財界の結託は政党が政治の表面に以前より出てきたことの結果といえた。こう 衆議院に無産大衆の階級的代表はたしかに少ない。しかしこれは選挙運動に費用がかかることが主な理由ではなか これらの候補者が政治と選挙で結社・言論·集会の市民的自由を持ち得ない治安体制の存在がその主たる理由 これを選挙運動費用の出費と直接結びつけるのはすじが通ら

れ の減少に関する事項」の中、「選挙運動の公営並に之に伴う選挙運動の制限に関する方案」という項目でとりあげら た。そして選挙運動の公営化の審議は 法制審議会では選挙公営案は主査委員会の専門的な討議を経て総会にかけられた。委員会で本案は 「私的選挙運動の禁止」を論点として展開された。 「選挙運動費用

ように示した。 審議会では清瀬 一郎のほか岡田忠彦 島田、 広瀬、 松本らの委員が公営案を提案した。清瀬は公営の意味をつぎの 岡

ぬ 法はこの三点である、それを公営にしようというのであります、中略 どこまでも候補者の意見そのものの開陳に ち演説会、それから文書、ポスター、 ことを公営にしよう、又印刷物の印刷及び配布、之を公営にしたい は却って自由を与えなければならぬので、其の言論を公営で以て抑圧するという風なことは少しも含んで居りませ 中に潜む考案、 私的選挙運動と申す言葉は成程少し不適当な言葉でありますが、要するに今認められている選挙運動の方法、 唯演説会の会場を借りて電燈を付ける、掃除をする、何日に演説会を開くから有権者の来聴を待つと云う風な 地方に於ける要望、 政党の信用、これが投票を制しますけれども、実際に現われた選挙運動 この外に選挙運動の方法はなかろうと思います。具体的方法は………人の心 の方 即

的な私的選挙運動の禁止を主張した公営論者は岡田であった。 ていることから来るとかれは判断する 由である。②方法が演説と文書に限られるのは戸別訪問や個々面接など運動体と有権者との直接の接触方法を切断し 選挙運動の公営化はとうして私的選挙運動の制限強化とうら、 清瀬はまず①選挙運動の方法をきわめて狭く解釈する。その方法で訴える内容は候補者の運動体が用意し、これは自 川田はいう。 ③選挙公営はこの運動の方法、換言すれば手段を国家が担当することである。 おもての関係におかれるのである。この関係で全面

ものもあるでありましょう、潜るものは別でありますが、 絶対に禁止する。そうしてひとり公営の許に言論と文書のみ行われることを許す、 大体この選挙の運動ということは宜しくないと思う、運動という文字そのものも宜しくないと思う、運動は之を 詰り買収ということも或は棄権を奨励するということ 斯様に致す、 斯様に致せば潜る

出来ると思います。 ₽́ ることもなくなるというこういう意味において進んで行きますれば強制投票と公営と相俟って相当選挙界の革正 分なる選挙の理想を達することは出来ないと思いますから旁々この公営をして平生の運動というものが、 なに言論文書を自由に許しましても其の場所で人格とか経歴を知ることはむずかしい、要するに平生においてその に尽す、 の行というものに重きを置いてする場合においては運動は出来ぬ、 面には選挙当時に限って運動する、 の人格なり閲歴なり主義主張というものが分かるような制度になっていなければ、 そういうことを運動する余地はなくなる、又之は取締の上においても便利であると思うのであります、 或は平生から自分の来歴なり人格なり分るように努めることになると思う、今日の有様におきましてどん 之が実際なくなる訳でありますから、公営を認めれば平生其人が郷党の 随って買収する便宜もなくなる、 どんな選挙法を作っても十 棄権を奨励 其の平 それ が

る 止されるのであるから買収など腐敗行為も閉め出され、 挙運動罪悪論である、 務とする論拠にもまたこの選挙公務観があった。そこで二つの問題は並べて論じられたのである。 日常の影響力が主として評価され、 れ は投票を義務とする強制投票制との関連でこう主張した。 従って私的な運動を全面的に禁止し、公営の言論 選挙時における政策的選択は軽視されている。 またあっても取締りが容易になる。③候補者の有権者に 公営論の根拠の中に選挙公務観があった。 ・文書運動 に限って許す 2 岡 およそ運動 田の主張は① が

ある。 の政 選挙時における政策的選択の低い評価は明治憲法下における衆議院の国家権力運用に関する権限の弱さ、 治 選挙運動への岡 的 地 位の 低さを反映してい 一田の低い評価もこれに関連している。そうしてこの型の選挙では、 る。 天皇制 專 制 体制 の下での総選挙では政策的 に選択は立 社会の支配関係 主要な争点となら ない すなわち 皿

そ

買収、 縁などの構造的 供応なども大きな効果を発揮するであろう。 契機が政策的 契機よりも国民の選択において優位を占めることになる。 こうして岡田の公営論は当時における総選挙の実態をいちおう把 また直接の経済的

していたと言えるのである。

う私 岡田 う。 見ておれば、 り 候補者の 7 目的はその人を当選せしめるという純然たる選挙運動」であるが、 美濃部 的運 美濃部は 1 は政党の選挙活動は止めようがないという認識と政党活動に対する低い評価をもっていたと思われる。 たかも は岡 動の全面禁止をやっても、 「名を出していると無論禁じなければならぬ、 知れ その抜け穴は問題にしなくてもよいのである。 田 「唯名前は政党の名義を以て方々演説をして廻る、 に政党の選挙運動はどう見るかと問う。 な 6) しか しこの政党観は政党の存在否定に通ずる恐るべき芽を蔵していたといえよう。 政党活動が抜け穴になっては効果はあげられないけれども、 岡 しかし政党が政策を宣伝する、 田 は、 政党に対するこの低評価は当時として一 或い それ これは自由にやれるのか、 は は政党の文書を全国に配布する」これは ر の問題外」 これはやめようがない」と。 で 「無論許す外はな と追及した。 政党の役割を小さく 面 の 現実性をも か れ 岡 논 の 田

優勢であるが、 そ 案がなければ私的 れ は 本忠雄委員は新聞 選挙の結果に影響するけれどもこれを止めようがない。」 それを持たないものは 運動を禁ずる公営は出来ないと思う。」 !の選挙報道について同じような盲点を指摘した。「新聞紙が新聞の使命として或る記事を書く**、** (私的運動が禁止されていては=筆者)全く零敗に終る。」 この点について とれについ これによって「新聞社を背景とする候補者は ては岡田も清瀬も答えなかった。 非 常

でもって公営賛成 公営化を支える論拠について清瀬のあげたものはすでにのべた。 的 選挙運動の (論者は) 禁止 その はその全面的禁止から演説会の告知と掲示、 主張を行 た U かしての論者には清瀬も含めて、 または単に掲示についてのみ禁止するとい 選挙運 動 Ø 自

動員らが 法の精神に反する。 の起るのは要するに自由運動の弊である、 由にきわめて否定的であった。林委員はいう。「先程申しました二つの弊 (選挙に費用がかかることと買収―筆者―)(エ) 員がなくなる。そうすれば買収事犯は自然少なくなる。こうして林は自由運動を否定した公営制度を「現在これ以上 補者は非常に金が掛る。 「選挙区を勝手に飛び歩いて運動をする。 金を色々工面しなければ競争は出来ないというようなことで、余程この金が禍をする。」 金が掛かれば結局資力ある者は出られるけれども資力のない者は出られないからこれは選挙 自由運動の卑劣なる弊である。どうしても自由運動を此侭にして置けば候 その機会に買収が行われるのである。」公営になると、 選挙運動 選挙運

手段であるにもかかわらず、 全公営論に賛成したのであった。 自由手段の正当な效果があるはずである。 林は選挙の自由運 動の悪の面を強調する。 これを評価することをしなかった。そして「たらいの湯とともに赤子を流す」ような完 かれはこの正当な働き、 しかし自由運動の中には憲法と選挙法で制限されたとはいえ言論表現の しかもこれこそ国民代表を選ぶ選挙にふさわしい

の名案」は考えられないものと評価した。

法制審議会で斉藤隆夫が選挙を国費で役人の手でやってもらおうとする選挙公営は立憲政治の堕落であると反対した ち議会や法改正審議機関で公営制度の拡大をといたとき選挙運動に国費を投じてよい論拠としてこの見解をとった。 選挙を国家の公務とする見解で公営論者はまた共通の態度をとった。清瀬はすでに一九二八年普選初の総選挙のの 清瀬(i2)

で、 立憲政治の下におい 国家とか君主というものは悪いのだからそこで御互手を携へ合って彼奴を止めようと云った英吉利中世紀の立 ては選挙は人民がやるのだから選挙公営の趣旨に反すると云うならばこれ は 非 常

は少しも立憲の趣旨に反しない、 るものは勉強をして答案を書くことは自分の力量でありまするが、 して一元のもので、 憲政治はあなたの御説の通りである、 でありますから国が官吏を選ぶのに今、文官試験をする、 併し今日の憲政は実はそんなものではない、人民と国とは二元のものに非ず 試験の会場と渡す鉛筆は国からするということ 変な例でありまするが、 試験に応ず

とになっている」と選挙の公務性を指摘し、公営論の論拠にした。(林は「……費用は全部国費で負担しとになっている」と選挙の公務性を指摘し、公営論の論拠にした。(林は「……費用は全部国費で負担し で負担することがむしろ当然のことである」と論じた。 どの位掛るか知れませぬが、 する」とか 岡 ここでは政治における支配対服従の対立的契機が無視されている、

しかしこれは天皇は統治に当り、「民の心を心と 田も投票の義務を説いて、「憲法発布の御詔勅に依っても 陛下と臣民と共に 憲法を維持する義務を持つというこ 「義は君臣、 情は父子」とか、 立憲政治の基礎をなす議会を組織するその議員に相当な人達を挙げる方法、 君民一体の理念が説かれる天皇制であってみればあり得た論理であった。 て宜 これは国庫

(2) 公営反対論

に反対した。(5) 務政務次官に出ている斉藤隆夫、 完全公営論はもとより公営拡大論に対しその反対論は根強いものがあった。それに属する主な論者は民政党から内 塚本委員、 貴族院議員美濃部達吉らであった。中でも斉藤はもっとも強硬に公営制

| |私的選挙運動の禁止」について斉藤はそれは立憲政治の破壊となるという。

て居る所のこの会に現われ 壊であります、 個人の言論集会は一切禁止する、こういうことをば法律において規定することになりましたら、全く立憲政治の破 治意識を発揮させるのであるから、 ときは法律で之を制限されるのは宜いとして、それ以外において殊に立憲政治は国民に最も言論集会の力を以て政 制限致しまする範囲は自から私は限定せられると思う。即ち公の秩序を害するとか風俗を壊乱するとか、そういう この如き憲法上の自由をなお法律に依って制限することは全く国家権力の濫用であります、言論集会を法律で以て がありますけれども言論集会は立憲政治の根本精神でありますからして、特に法律を以て制限すると云うことにな って居るのであります、こういうことも法律で制限せられる意味でありましょうか、 要するにこれは言論集会の自由を極端に制限しておるのであります。私はこういうことは実に憲法違反であ 如何にこの選挙費用を省くからというて、こういうような思想がこの学者政治家を以て組織せられ 固より憲法上におきましては言論集会の自由を認めて法律を以てすれば制限することは出来る規定 たということすら私は甚だ之を不可解に思って居ります、そういうことに付きましては この選挙の際に当って政党の演説は一回若くは二回よりすることは出来ない、 何ぼ法律を以て制限した所

人民と国とは二元のものに非ずして一元のもの」であるとする。(3) 国民が自分の代表者を自分で選んでそうして国政に参与せしめて以て独裁専制を防ぐ」体制と理解した。公営論者の国民が自分の代表者を自分で選んでそうして国政に参与せしめて以て独裁専制を防ぐ」体制と理解した。公営論者の 清瀬はこの見解をとらない。かれは斉藤のいう立憲政治は英国中世のもので「今日の憲政は実はそんなものではない。 (の間で代表選出の世論形成がなければならない。 斉藤は立憲政治を「法律上において申しますというと色々四角四面の理屈もありますが、政治上におきまして詰り この世論形成には候補者と国民の間に言論集会の自由が高度に保 斉藤にとって国民の代表を選ぶ選挙である以上、

私は絶対に反対致します。

民

障されねばならないのである。 文書について公営論を支持していた貴族院の田沢義鋪も斉藤式の立憲政治の基本から演説会の公営には反対した。(5) しかしこの斉藤見解はたしかに明治憲法の専制天皇制の体制からはずれていた。

説だけをして居らなければならぬというと、国民の熱情の発する所が政党或は政治を通じて流れ出て来なくなる。 の政治機構を止揚してしまって、革命を求めるというような事に段々なるだろうと思うのであります。 国民の熱情の通わない政党などが、段々固定して国民から無視されて来る。国民の政治上の熱情が、そういう既成 或重大な事件などが起った時に、矢張りそういう決まり切ったスポーツ競技見たように、ルールの上で唯奇麗な演 もう一つは段々こういう風に公営にして個人の自由な選挙運動を認めないというようなことになると、 政治上の

うな不安をのべたのである。 ておればいずれ立憲政治は国民から棄てられてしまう、」その種が公営制でつくられる、と以後の政治を予言するよ 田沢は「フアッショか立憲政治かの分け目の戦にもし国民の熱情を政治の上に疎通することが出来ない仕組になっ

営方式はまったく容認できない。公営では選挙運動はできるものではないとかれはいうのである。 でに一九二五年法が戸別訪問の禁止を始めとする幅のひろい制限方式をとっていることにかれは不満をもっている て候補者の自由な選択に委ねられねばならない。文書についても同様である。演説会の告知は呼び込み、 反対論者は一 さらに公営論者が選挙運動をせまく限定して解釈し、 ポスターの掲示など效果本位で、冬、雪の中にとじてもる雪国ではそれに合った手段がとられねばならない。す 様に選挙運動をひろく解釈する。斉藤にとって、演説会は日時、 それに画一的手段をはめて私的運動を禁止しようとする公 場所、 回数、 応援弁士の起用等すべ ビラの 頒

ある。

揮 悪影響を及ぼすものである。」かれは選挙運動の自由の大幅制限は政治の運用を誤るおそれのあることを説いたので 馬鹿らしい制限をする選挙法は聞いておらぬのであります。旁々これは、この日本の選挙法の始めての案であります これに ると同時にこれから生ずる弊害はただ選挙界のみのことでありませぬ。国民の政治思想、政治能力の上に非常な私は は か れは選挙運動 は わゆる角を矯めて牛を殺すの類でありまして全く立憲政治を殺してしまう。伊太利のファッショですらこんな それによってまた政治界も進歩し人類も進歩し国家も進歩して来ると思う……。」競争は一方で弊害もある。 統制の必要がある。 の言論による自由競争を高く評価する。「自由競争に打勝たんがために 政治家も国民も競争心を発(2) 現行の選挙法は相当な統制を受けている。しかし根本的に運動の自由を拘束する公営案

其違反をやるから、 …殊にその趣旨として選挙費用を減らしたい、誰も選挙費用のかかることは好まぬのであります、 正当化について、斉藤は反論する。「国民が自分の代表者を出すのでありまするから、その費用は国民自身の手によ そう大した費用はかからぬのであります、 は自治体が出したり、こういう運動をば官吏もしくは吏員が仮初にも携って世話をすべき性質のものではない。 のであるから取締りによってこれを抑えるべきであると主張した。選挙公務論による公営の国費負担や市町村援助の 機会の平等、 が国に於て選挙費用が要るというのは、 かれはまた公営論者の論拠とする金のあるものとないものとの機会均等の要求は法的には被選挙権の平等、 もしくは代表者になりたいという候補者自身において支弁すべきものであって、こういう費用をば国家もしく 選挙費用の法定制などの既存の規定にとどめるべきである。法定額を超えて費用を使う場合は法を破る 其違反に関する所の費用が嵩むのであって、今日法律上に規定されて居る所の費用であるならば これは法律上の費用が要るのではない、 自分で法律を破って過度の費用を出して置いて、そうして之を防ぐが為に 法律を潜って法律違反をやるから、 併しながら今日我 運 動 0

きものではなかろうと思います。

国家若は自治体に負担を課する、 これは全く謂れないことであるのであります。」 斉藤はこの公けに依存する態度を

立憲政治の堕落であるとした。

かれは国民代表の選出は自治の精神で当るべしと考えている。(タヒ)

世話を官吏や公吏にやらして置いてというのは、 そこで優勝劣敗で以て能力が優れ人格の優秀なる所の者が当選して、 律は議員が作るのでありますが、 自分の立場ばかりを考えてこういうような議論が現われ、 らば選挙費用を減らすことが出来るかというようなことばかりに没頭して、そうして候補者及び議員が自分の懐中 僚政治の変形したものであります、 れて来るのであります。 国民が自分の適当な代表者を出そうと思う場合においては国民が挙って演説をし後援するが宜いのであります、 それをば人工的に色々の制限を設けて手も足も出ないようにして置いて、 議員が勝手なことをやる時、 とういうことで立憲政治が行われるものではありませぬ、 これは選挙でも何でもなければ、 とういうような立法をなさんと企てられるのである。 国民から見ましたならばこういうことは私は賛成す 茲に初めて立憲政治というものの精神 自由でも何でもない、是は官 唯今日はどうしたな そうして選挙の が現わ

落ちこんで行く選挙法立法の特性、 とうして斉藤は民選議員選挙の実質が、 すなわち議員が自己保身や自己利益をはかって自身を選挙する法律の手づくり 公営制で天皇制の官僚政治に浸透されて行くことをおそれる。 そしてこと

立法の問題性をあげた。

か れはさらに徹底的に論及する。 民選議員は「人民が選挙する」のであるから「人民の費用を以てもしくは候補者

ある。」こうしてかれは選挙運動の費用に国費や公費を支出することの不当性を主張した。 でも何でもないその費用を国家において負担するというのは当らない。自治体において負担することは当らないので 身が国家の為とはいいながらいわゆる自分の名誉欲の為に進んで立候補するものだとも言えるし、 はならぬという理屈が出て来る訳はないし、」実際問題からいって「誰も頼んで立候補するものではない、 の費用を以て選挙するのが」当然、「この区別を明らかに」したならば「選挙運動の費用は国家において負担しなくて 別段国家が頼むの

等の部分的主体の欲求から生じてくる。行動のエネルギーは全体からは生じてくることはない。資本主義経済は個別 められるのである。 によって動かされているのである。選挙という政治闘争の実態について公営反対論者の方がより適確な事実認識をも 的経済主体の利潤追求のエネルギーによって動かされているが、政治も同様に個別的主体の私的な欲求のエネルギー 政治社会全体のための大義名分を建前として起される。しかしその行動推進のエネルギーは個人や家族、党派、 あっさりこれを取消した。しかし斉藤の名誉欲発言は政治行動の真実の一面を指摘しているといえよう。政治行動は っているようである。選挙法立法には、各様の政治的思惑がからむだけにその立法事実に対するより適正な認識が求 公営論者の岡田は「名誉欲」という言葉は議員を侮辱するもの、と怒って斉藤に取消しをくり返し求めた。 階級

を示したのち、つぎのように主張した。 禁止する完全公営制しかないという。ところでかれはこの私的運動の全面禁止は予期通りに行われ難いとの事実認識 現在と大きな変化はない、それが本当に目的を達する為には清瀬、 美濃部達吉は公営制の逆效果を予想してこれに反対した。かれは公営制が私的選挙運動と並んで実施されるならば 岡田らが主張するように、 私の選挙運動はすべて

か、 ことは争われない事実であると思うのであります、それで之は今度の選挙革正の三大目的と言われて居る選挙干渉 防止又投票買収防止ということを寧ろ奨励する傾きになる、 思うのであります。 して当てがわれた演説会で演説をする、そういうことで当選が得られるか、 諸君は之は別問題でありますが、余り世の中に名声の高くない殊に新しく候補者に打って出ようという者でありま 中略一 ?の潜行運動を為すものが多くなる、―中略―(市町村長の指名した)単純なる投票立会人ですら干渉の弊がある は考えるのであります 少なくとも現在の程度のような候補者個人の運動、 単に公営だけの運動で、 減ずるとしてもその代り平生の培養費が余計掛るので、 到底当選する機会は得られない、 本当の選挙運動、 随つて候補者の大部分は私の運動を禁止せられましたならばその結果色々の潜行運動、 それを官公吏に斡旋させようというのでありますから選挙干渉の機会の多くなるという そうして個人的、 唯 選挙公報というパンフレットを一纒めにしたものを配布される、 私の運動を禁止するとなると、 個人的運動というものが土台になって居りまする以 一中略一果して選挙運動の費用がそれに依って減ずる 果してその目的が達せられるかどうか疑わしいように 殆んど私は当選を望むことは不可能と 此座に御臨席のような名声赫 非合法 上 そう たる

のべ のない候補者には明らかに達せられないだろう。斉藤もこの美濃部の疑念に同調した。 美濃部は た。 日 [常の 公営論者の期待する效果とは逆の效果があらわれ、 影響力を優先させるのは岡田の主張であったが、 現在の選挙界の弊害をかえって促進するという疑いを これでは機会均等のねらいも知名度の低い 新人や金

果に対する過信があったかも知れない。 公営論者は美濃部の いう完全公営は実施できないという立法事実の認識を持たなかっ およそ選挙戦は権力的地位の獲得をねらった一つの政治闘争である。 た。 そこには いく分、 法の效 政 治闘

争は社会的諸力の根源から発する激しい争いである。 とれを一片の法律でもって秩序づけることはきわめて困難であ

るのである。

そこで完全公営制の制限の下で選挙運動は潜行化し、 日常化することは必至となる。

選挙管理に当る事務当局、 内務省の地方局とその運動の取締りを担当する警保局ならびに司法省は公営制にきわめ

て批判的であった。斉藤が政務次官であったことも関係していよう。

司法当局のこの消極的な態度を司法次官の皆川が総括してのべた。公営を徹底すると選挙の自由、 殊に 選

挙の第一義」である言論文書の運動を束縛することになる。

時、 が、 等も形の面と実質の面とでは必ずしも一致しない。「選挙公報を発行する。限られた範囲で言論をする。型にはめて、 枠にはめて運動をさすのであって見るというと、選挙というものに対して候補者自身も興味索然たるものであろう るのである。 あるとも考えられる。」皆川は斉藤と同じように完全公営、私的運動禁止の結末に憲政破壊の暗い不安まで抱くに至 投票しようというようなことになる虞れが十分ある。」「一体選挙人の興味を索然たらしめること自体が憲政の してもう一つには人民の方が興味索然たる結果は、どうでもよいから金でも呉れるか、 が出来ない、 たのである。 演説の場所の設定を例に考えても「自由な運動を交えなければ何としても納まりが付かぬのではないか。」機会均 犯罪をも辞せざる程の激烈なる競争をなして居る場合にその運動方法に言論文書にうったえて自由に発表し競争 人民の方も興味索然たるものにならしめられる。」美濃部のように候補者側から見て「今運動を決するという それを活用することが出来ないというように束縛すると潜行運動に走るということの虞が生ずる。そう ……しかし強いてやるとせば或はこの辺のものが可能であるのではないかというので一応研究いたした その上国費、 私費の費用の問題もある。「かれこれ考え合せて、 実はやむを得ずして我々は公営を諦 お辞儀にでも来た方の人間に

参酌の上で取捨を決せられる」ようかれは申し出たのであった。 訳です。余裕のある人は自由に進出して宜しいというような案を漸く思い付き得たのでありますがその辺のことを御 0 が幹事案となって居る訳であります。……お金のない人でもやれるだけの最少限度の保証は (国費で) 付いて居る

を賛成者の修正を容れて「選挙運動ハ公営ヲ原則トスルコト」の肯定的表現にし、十対九の一票差で可決した。審議 少ニ関スル事項」の「一選挙運動ハ総テ之ヲ公営トシ私的選挙運動ハ之ヲ禁スルコト」の委員会報告を議題にし、これ 会はこうして選挙公営の基本をきめた上で、その細目については審議会で出た意見を参考としてあげるにとどめた。 かけられた。総会は平沼総裁の司会で一九三二(昭和七)年十一月十八日からこれを討議し、「第二 選挙運動費用減 しかし水野錬太郎の委員長の下で私的選挙運動を原則として禁止する公営案が主査委員会を通過し、 1 清瀬は一九二〇(大正九)年の総選挙に国民党に所属して大阪三区から初出馬当選、 昭和三年の総選挙から兵庫四区に転 審議会総会に

- 2 受けて当選した。保守主義者であったが都市部で政友、民政系に対抗して小会派の議員として活躍した関係もあって右の国 じ、当選を重ねた。党派は革新倶楽部、国民同盟と移り、政党解消後の昭和十七年の選挙には翼賛政治体制協議会の推薦を 家主義的傾向が強かった。 天皇制の専制を本質とする政治体制の下で衆議院による政党の勢力は政治運営に主導力をもち得ない、 それゆえ政党の政
- 策推進の積極面は鮮明でなく、政治と選挙における腐敗の消極面が大きく批判の対象になる。
- 3 第六十二回帝国議会衆議院議員選挙法中改正法律案委員会記録第三回、六月十日。
- 4 に改めた。 法制審議会諮問第二号(選挙法改正)主査委員会議事速記録第七回、六七頁。以下議事録の発言は新字体、 新仮名づかい
- (5) 同上 一八百
- 6 翼賛政治体制協議会の推薦で当選。選挙粛正運動の衆議院における推進者。 岡田は一九二四(大正十三)年総選挙に岡山一区で無所属で出馬、 当選、 次回から政友会に所属、 昭和十七年総選挙には

- (7) 主查委員会議事速記録第十一回二五頁
- (8) 本稿一○~一一頁参照
- (9) 前掲速記録第九回一三~二三頁
- (11) 同上第十三回三二~三五頁(10) 同上第十回一三~二四頁
- (3) 同上第十一回二四頁(12) 同上第七回八六—七頁
- (13) 同上第十三回三二—三頁(13) 同上第十一回二四頁
- 15 に翼政会非推薦で出て当選。 回当選を重ねる。第七十五回帝国議会の昭和十五年二月二日衆院における反軍演説のため除名される。 斉藤は一九一二(明治四十五)年総選挙に兵庫県から国民党所属で初出馬当選、以後同志会、憲政会、民政党の系列で毎 戦前の自由主義者の代表的存在である。革正審議会以来公営制度の導入に反対。 昭和十七年の総選挙

(16) 前掲議事速記録第十五回九三~四頁

- (17) 同上第七回八二頁
- (19) 同上第七回六八頁
- (20) 同上総会第十二回九五頁
- (21) 同上主查委員会第七回八二~三頁
- 同上第七回八五~六頁

22

- (3) 同上第十三回四四~五頁
- (24) 同上第十三回五~六頁
- 25 警察取締りの強化と選挙粛正運動のため昭和十一年総選挙から戦時下の選挙にはこれは現われなかった。
- 26) 前掲主査委員会速記録第十三回二四~七頁

ハ 投票買収の防止

(1) 刑罰加重

議のたたき台として提出した幹事案は選挙運動の公営制とは異なり、買収犯罪に対して刑罰と制裁をより厳しくする 投票買収の防止は 「選挙の自由公正」をはかるための諮問の中心課題であった。これについて内務・司法当局

という積極的なものであった。審議会は本案の支持と不支持をめぐって進められた。

ること、そこには選挙ブローカーの暗躍があることなど買収の事実関係についての認識では委員間に大した対立は見 罰則を加重することによって買収防止に效果をあげうると見る点では賛否両論に分れたが、 買収行為が蔓延してい

られなかった。

清瀬はやはり厳罰主義推進の先頭に立った。 弊害を改革するという場合は、 何事によらず「すべて行過ぎ」る位の程度にやらなければならない。 かれは刑罰と制裁の加重でまとめた幹事案さえ微温的 で不満 で あ っ

挙区では七年間立候補を禁ずる、 そこで①買収ブローカーは二十年間失権せしめる、②買収行為に関係した候補者は当該選挙区では永久に、 ③一つの投票区で有権者の半分以上の被買収者が出た場合は一定期間、その投票区 他 . の 選

の全有権者の選挙権を停止する、という提案を行った。

疑問が寄せられた。 清瀬案は少し常識をはずれたきびしさで誰もこれに積極的な同意を示さなかった。 しかし清瀬案は厳罰主義の幹事案を進行させるムードづくりには役立ったようである。 とくに③の有権者の連 座案には

げて、 正を計らなければならぬ。―中略―従来との刑罰が充分科せられぬような感がありますから将来この刑罰の範囲を拡 く投票制度を否認しなければならぬのでありましょう。」「不浄の金を出さなければ投票は得られないということに(タ) っては国政は堕落する。代議政体の根本は崩れる、 司法次官の皆川は幹事案作製に関係したが明白な厳罰主義者であった。「投票に買収が付物だとしたならば、 粛正の必要上これを増大することが人心を引緊めることになるでありましょう。」 我々は如何なる手段方法を以ても、 あらゆる努力を以て選挙の粛 恐ら

度と態様できわめて多様複雑な事情をもっており、これでもって「国政が堕落し、代議政体の根本が崩れる」ような 得るものではない。一部分は買収されておるけれども」全体的に見ると「むしろ買収したる投票は少くして買収しな い投票が大部分を占めている」といった冷静な思考が見られない。また同様に事実この一部の買収票は非難される程い投票が大部分を占めている」といった冷静な思考が見られない。また同様に事実この一部の買収票は非難される程 ことには到底ならないといった柔軟な思考も皆川には縁がなさそうである。 斉藤がいう、「全国に於て一千数百万の有権者が投票する」のだから「それを悉く買収することはとても人力で出 とうしてかれは幹事案を強く押した。皆川の思考は買収犯に対して非常に思い詰めた考えに立っている。そこには

とには 刑を科せられた者には何等の痛苦を与えないという選挙界の状況」があるからである。選挙犯罪の複雑さをのぞかせ 広瀬は刑罰を重くすることで選挙犯罪がなくなるとは思わないが、 同調する。そうして罰金刑をやめて体刑だけにすることを主張した。「罰金というものは他に転嫁されて、罰 現状から考えて制度改革を計らねばならないこ

とが出来ない」 厳罰主義を真正面から批判したのは美濃部であった。 選挙の現実を指摘する。 この買収の必要は大いに中選挙区制の下での選挙の候補者個人主義に起因す かれは多くの候補者にとって「買収をしなければ当選するこ

る。

た。

すると到底当選する見込はないということになるのが当り前であります。その人を特に選むべき何等理由はない。ど は府県会議員議員選挙の例を引き「顔も知らぬ、名も聞いたこともない、唯何某というばかりで……誰を投票してよ て、その判断の出来ないものを強いて判断させることがこの弊害を生じた大いなる原因である」とかれは思う。 ければ現行の制度の下に於ては当選する見込みはない。」有名人ならともかく「余り名前の知れて居らぬ普通の候補者 うしても自分に投票せしめようとすると何等か縁故を求めて自分に投票するだけの理由を造る必要がある。そうでな がこの状態をもたらしているとする。「そういう状態でありますると候補者が真面目な運動、 選挙はこれほどではないが、これに近い状態がある。美濃部は人を評価することの困難と選挙についての情報の不足 いかと思ってもそれを判断する材料がない。良い加減に出鱈目に投票して来るという状態であります。」衆議院 人を見誤ることも多い。「その人を判断するということを一般民衆に求めるということは元来私は無理な要求であっ かしい事柄」であって達識の人でも「人を見るの明を欠く」ということは多く、平生、側についている者ですらその になると買収でもしなければ到底当選の見込みはないということになる。」 多数の候補者の中から「誰がもっとも適当であるかというその人を判断するということはこれは実は 所胃理想選挙でありま 「非常にむず かれ 議 員

の 資質や政策上の根拠は弱く、 かれはこうした投票観から刑罰加重の対策に反対した。 美濃部がいう程には人々はまったく根拠なしに選挙し選択をしているわけではないが、 地縁や血縁、 利害関係などの理由に強く動かされたものであることは確かであった。 多数の投票が政治家として

なければ、 第 一にはそれは買収防止の為に実際の效果がない……。 唯刑罰を重くするだけでは何も效果がないのでありまして……中略……今日設けられている罰すらも裁 罰則が本当に效果を持つ為には実際に罰則が励

判所よっては宣告されて居らぬ、 もっとそれよりも軽い罰しか宣告されておらぬのであります。

とでありますが、 になるということになると……不公平が著しくなる訳であります。第三の理由は他の刑罰と権衡を失するというこ 罰の権衡を失するということになる……。 …三年位になるのでありましょうが、そうすると投票買収と官吏の収賄と同じに見るということになり、余りに刑 する程、免れた者と罰せられた者との間の権衡が益々不公平になって、……中略……今後は不運な者は一層 ないで終るのであります。今後ももし他の方法に依って買収を防ぐことが出来なければ矢張り買収はごく一部分し 者が懲役三年で ……、最長刑になっておるのであります。今投票買収は二年であります、それを一層重くすると… か検挙されないで終るということは当然予期されなければならぬのでありますが、そうしますると刑を重くすれば りますように、今日選挙違反者が検挙されるものはごく一部分で運が悪いといわれておる位で、 それよりも一層強い理由はそれは非常な不公平を生ずるということであります。皆さん誰も一般に承認されてお 官吏の収賄、これは……一般人民が投票買収に応ずるよりも遥かに重い罪である……。その収賄 大部分は検挙され 重 い罰

は非常な不公平を受けること、さらに他の刑罰との比較で見ると買収犯は重罪になる、という不当性を指摘したので 美濃部は いり まの罰則が励行されていないこと、買収行為にでて免れている者が多い中で刑罰加重の罰を受けるもの

ある。

って居るかといえば罪を犯してそうして免かれて居るものが多い、この点が根本であると思う。」それ故刑罰 るということは実際的に考えてそう意義が深いものではないと思います。 検事総長の林頼三郎もいう。 買収犯で一年以上の刑罰は恐らく宣告されない。「それでありますから今刑罰 何が今日の (弊害の半筆者) を ょ

りも、現行の刑罰で犯行あるとき必罰で行けばそれで足りる、と

う。」と水平思考を披瀝した。 と断じた。 と選挙干渉は選挙にある程度必然的に伴うものである。「刑罰を重くするといった所で到底一掃することは出来ぬ」 ら候補者もまた選挙人も皆幾らか罪を負わなければ」ならない。そうしてかれはアメリカやドイツの例を引いて買収 十分やると……裁判所も警察官も検事も皆足りない……且また監獄も足りないということになって来やしないかと思 るものでなくして寧ろ人からほめられるというような事情の下にある時にこの刑を重くしたからといって、これは刑 ると「大変顔が立つというような今日の状況がある。……買収に関係した為めに罰せられたからといって不名誉とす |目的を達せられるものでなかろう。| 買収は表面下の「余程深い所に原因がある。……要するに政府も政党もそれか |渡委員の反対論は奇妙な論理であるが選挙犯罪の実態をついている。 かれはまた買収犯を重く罰することは「今日の有様から見てこれは到底出来ないことではないか」「それを かれは選挙犯罪を犯して刑務所から出てく

清瀬や皆川のような法の效果の過信論者にはこうした一種の敗北主義的な主張は承認できない。 選挙犯罪 が深

い社

会的背景をもって生ずることを積極的に根拠づけることが反対論者には必要であった。

出す。 策に見るように選挙界を金力や権力で腐敗させたのは政府に由来する。候補者は買収に多額の費用を投ずることを好 んでやるのではない。 寛恕してよい。」 反対論者の岡田は贈賄者の方を収賄者より無罪になる程に軽く扱えという、(ユ) 選挙界の空気によって圧迫され「一種の脅迫の下に」出すこともある。 これが理由である。 選挙界が腐敗していて「どうしても金を出さなければならないように仕向けてくる」から金を しかしこの主張は通らなかった。 贈賄者は被害者であるのでかれらを 歴史的に見て松方内閣や大隈内閣 の対

現行刑罰による必罰論を説く林は買収犯の自首者を減免すればよいという。こうすれば犯行が多く露顕するわけで

説 全にかかわる犯罪と買収犯とを同一視することはどうかとの疑問が出された。斉藤はいう。(ユン ド ド ド ド ド ド ド ド ド 大乱罪や治安維持法、爆発物取締法というような国家の:

ば罪をなくしてしまう、そういうことというものは我々認めたくないのであります。 ようなことになりますならばこれは全く国民道徳を破壊するものである。昨日金を取っておいて今日自首したなら 起案者としては余程慎まなければならぬことであろうと思う。……中略……若し目首したから刑を免除するという たならば防止できるかということばかりに頭を突込んで他の一般の方面のことを看過するということは、 上は矢張り法的根拠と道徳的の根拠がなくてはならぬと思う。唯選挙法を審議するに当って、投票の買収をどうし 贈賄側の軽減も自首減免も一方からいうと弊害がある。「どんな便利があっても、荷も我々が法律を作ります以 我々立法

とりは正義感と関係ないと思われる。(議員選挙では==筆者)「独り法律がこれを罰するから(買収が)現実になって て正義感の有無をを問題にする。弁護士会の選挙や僧侶の選挙では買収は慣習的に行われている。そこでは金のやり(ユ) 少くもこれは現行法の侭でよいと思います。………若し励行したならば石渡さんのお話しのように監獄が幾つあって 居らぬのですが、だから投票の為に金を受けることを重く罰するということは間違って居る精神だと思います故に、 も足りませぬ。 法的には可能であっても道徳的な抵抗感をよぶものは法律として適当でないのである。さらに斉藤は法の根拠とし 監獄の足りないような科罰規定を設けることは間違って居ります。」この斉藤の現状維持論も説得力

は弱かった。

(2) 候補者の連座

ものであった。 をきめている。 |選人は当選を失うが、 現行法第百三十六条は選挙事務長が利害誘導など悪質な選挙違反 幹事案はこれを①当選人が当選を失う連座の適用範囲を拡張し、 厳罰主義の一つのあらわれであるが、この点でも幹事団は積極的な推進姿勢をとった。 但書によって、 候補者が事務長の選任、 監督に相当の注意を払ったときには免責されること (法百十二条、 ②但書の免責条項を削除するという 第百十三条)で有罪となったとき、

らの間者 座の適用範囲が拡がる場合、 トになり、 は脅威を感じる結果、 代議士委員の多数は幹事案に反対であった。 (スパイ) が買収工作を行い、これを自白して当選者をおとし入れることも起る。 実質上の事務長の役目を他の有力運動員が行う傾向がふえているが、 よい人物が選挙に出ることを阻害する。 その者が運動を主宰したという認定が困難になる。 岡田は三点の理由から反対した。(5) (2) 現行の連座制がこわいから正式の事務長はロボ (3)(1) 新たに選挙運動を主宰したものに 味方の運動員の裏切、 こうした連座制に よって 反対派 者 ッ

運動員の不正行為によって得た当選は正当な当選ではないと認められるのでそれは無效になると説明した。 に対する飼主の責任のように刑法の原理とは関係がないこと、また実質的には他人の行為に責任を負うのではなく、(3) 本原理に反することがあげられた。美濃部は当選人の連座による失格は刑罰ではなくて民事上の処分であり、 反対 理由はこの外に但書が削除されると候補者は自分の関知しない他人の行為で刑罰を受けるというのは刑 飼い 法の 犬 根

はなく、 と主張し たれるので、 厳罰 主義者清瀬は、 買収行為があったことだけで足りるとした。 選挙事務長もしくは選挙の枢機に参劃した者の行為という証明を必要とせずにその当選を無效とすべし もっとも開票の際にどの票が買収票であるかは明らかにしえないが清瀬はこれはできないからする必要 たとい二百票で当選し、 十票の買収があきらかになったとしてもその当選者の得票に疑問がも

能を叫 うなことは理屈上に於ても道徳の上に於ても説明の出来ることでありませぬのみならず、それをやったからといって ならぬ。 わなければならぬ。 反対論者の斉藤はいう。 んで法律の力に依って総ての弊害を除却するなどということはこれは時代錯誤でありまして大いなる錯覚と言 罪なき所の候補者に悪意もなければ過失もないのに第三者の行為に依って政治上の死刑を宣告するというよ 而して法律を立てますに付ては大所高所から見て法律上の根拠があり、 当選無効は刑罰ではないが、 代議士にとっては刑罰以上の「政治的死刑」である。(2) 道徳上の根拠がなければ 一法

る。 時勢に対して第一に行うべきことであると考えます」といった。選挙の実態について無理解な法過信(2) をここに見ることができる。そしてその建前論の正当化を清瀬と同様、「今日の時勢」の圧力によってはか 危険なき人間をして事務に従事せしめることは易々たることであります。それだけの注意と責任というものは今日 これに対し幹事案にかかわった司法次官の皆川は 「候補者に理性があらば決して買収などはできない。また買収の 論 者 る の 建前 0 であ

0

投票買収を根絶することは出来ませぬ。」

審議会の答申に基き政 であったことを想起させた。これで斉藤の主張は一そう孤立した。 ح い点にあった。 「一から十まで買収防止に関する意見に付ては全然御反対」でこれに代わる「御名案」を積極的に示すことができな しかし斉藤ら反対論者の弱さは、 理解をうるのはきわめて困難であった。斉藤がかれの弱点を批判されたことに乗じて、水野委員長は選挙革正 選挙のような複雑な社会的集団的闘争については立法対策による一面的対策は不可能であるのだが、 府がつくり、 関委員が指摘したように、「斉藤君の御説は誠に立派な御議論とは思います」が、 枢密院に送った改正案にこの但書は削除されており、 その時斉藤が内務政務次官

座制は但書の削除、 及び選挙事務長のみならず事実上選挙運動を主宰しまたはその枢機に参与したる者が選挙犯

連

罪 (法第百十二条、 第百十三条所定の罪)に因り刑に処せられたるときは当選人の当選を無效とすることの幹事案の

線で審議会は答申を決定した。

(3) 選挙運動の定義

止の関連からである。 を定め立候補届出前に於ては一切の選挙運動を禁止すること」の幹事案の討議から出てきた。すなわち事前運動の禁 意味を確定する必要が出てきた。直接にはこの問題は「投票買収防止に関する事項」の中の「選挙運動にはその始期 選挙運動が公営化され、その取締法が拡大強化される選挙立法の方向が出てくると、立法対象としての選挙運動の

うことは避けなければならぬ……。」かれは当時の自由主義者らしく選挙運動の取締りの範囲は自由社会の常識によ ることは自由にさせるべきで、「立候補を認めて居る以上は、……常識の判断で出来ないような取締りを設けるとい の取締りは「そう煩雑な取締り」をすべきでない。「もう少し自由な社会の常識に依って、」悪いことではないと思え て話を交わすことを禁じていたのである。 年の現行法はすでに戸別訪問や個々面接といった特殊な常識外用語で、選挙運動で人々が訪問し合ったり、道で会っ る判断の域内に 問題を提起したのは美濃部であった。かれは大審院の判例が選挙運動をかなり幅広く認めているという。選挙運動問題を提起したのは美濃部であった。かれは大審院の判例が選挙運動をかなり幅広く認めているという。選挙運動 (法律の条文によるまでもなく) 納まらなければならないと考える。しかし大正十四年 (一九二五)

むるように勧誘、 運動であるかということを法律で以て明かにしなければならない」という。大審院の判例は「総て当選を容易ならし(タン) そこで美濃部は 誘導というような一切の行為を選挙運動である。」といっている。もしそういうなら「代議士が選 「立候補届出前 一切の選挙運動を禁止するということを定めるならば、何をどれだけのことが選挙

らであった。

なるのである。 挙区の利益のために色々の運動をする、 関委員も美濃部に同調する。 或は選挙区からやって来る者に色々案内してやるということは」 選挙運動の意味を広くとると「政治家の仕事が出来ない」ことになるか 選挙運 動

動と認めないならば、 選を図るということは利益を図るというものである」ことは疑いない。「それを(事前運動として禁止される)選挙運 潮委員は「将来の選挙の為にというのは」特定性がないから選挙運動の中に入らないという。美濃部は(%) 選挙運動の定義の私案を求められて美濃部はいう。 演説なんかも許したって一向差支えないではないか」と主張した。 「将来の

自由にさせる。 いうようにして、そうして間接に候補者の当選を容易ならしむるような行為は、それは選挙期日立候補以前と雖も ば演説、それから文書の発送、 選挙運動というのは候補者が既に定った後、その候補者の得票を候補者の当選の為に周旋、 直接の投票獲得運動をするということだけが立候補前に於て出来ぬというようにしたらどうか…… これのみに限定する。而してその外の行為を以てする、 選挙運動は一切出来ないと 斡旋する行為、 例え

下略。

付ての煩雑な問題は裁判官の運用に任してよいのです。併し日本の法律は非常に煩瑣な取締り規定を設けて居りま 範囲は る」(行為)の範囲が漠然としてくる。 ところで大審院の判例は「直接間接に選挙運動を有利ならしむる行為」になっている。この「間接に有利ならしむ 「裁判官が色々な事実を綜合して判定するより仕方がない」という。美濃部はこれに注意を促す、「選挙運2為)の範囲が漠然としてくる。かれはこの間接の行為を取締りの対象から除くことを主張した。斉藤は間 動

す。 とはよく常識で分るようにしなければならぬ。煩瑣な取締規定を設けて大体を明瞭ならしむるということは望ましい になるのです。我々社会人にとっては罪人ということは非常なことなんです。それがどうしたら罪人になるというこ 裁判官に任せると社会道徳に於ては丸で悪意と思わないことが偶然罰せられて有罪の罪人になってしまうという結果 煩瑣な取締規定を設けて居る以上はその意義を明瞭ならしむるということはどうしても必要である。これを全く

ととと思う。」

失うようなことになって来るだろうと思います。」かれは選挙運動の意味が不明確なことが選挙干渉を招くことを指 察官が選挙運動だといって……運動員を引張る。……警察に引張られたという噂が立つと、その人に付ては殆ど命を 摘した。 石渡委員も選挙運動の定義は非常にむづかしいので裁判官に任せることもよいと思うが「唯裁判官に任せる前に警

挙に付いて特定の人の為めに当選を得ることを目的とする一切の行為」で「直接間接を問わずとなっている」とのべ 終わった。 出すが林はその事例はないという。これはしかし悪徳候補者を対象にしてありうることであるが、この議論はここで 林は大審院判例を解説して、 斉藤は特定候補者を当選させない為のみの行為 判例には選挙運動と選挙区培養の二つの区別がある。 (他の候補者の利益を図るのでなく)はどうなると新たな問題を そして選挙運動とは 「特定の選

結局、 委員会は選挙運動の定義を法上ではしないことに多数で決め、 これが審議会の結論となった。

(4) 選挙委員会

浜口内閣の選挙革正審議会における「政治教育に関する答申」中、「選挙革正を主眼とする団体の設立」の項をうけ

た。

総会における佐々木主査委員長代理はつぎのようにその要旨を説明した。(※)

て「選挙委員会」の提案がなされた。本案は岡田忠彦が提案者となり、

主査委員会、

小委員会を経て総会にかけられ

選挙委員会の制を設くること、

官吏、 かろうと考えてこの決議を致したのであります。 協議等を為して又は一般有権者の政治教育等を実行することと致しましたならば、 て選挙革正の為種々なる方面に於て努力することとし、 教育家、 政党幹部等よりなる選挙委員会を各府県毎に常設することとし、而してその平素及選挙期間を通し 殊に新なる選挙公営制度の円満なる運用を期する為の申合 選挙界の廓清に稗益する所が多

制 党の幹部と相談して委員を任命することにしたいという。選挙悪をなしがちな地域政治家をそのゆえに ものを自制する……自覚を促すという意味を含んで申上げて居る……。」また委員会の長には知事がなり、 常に於きましては政治思想の発達を図り、また選挙の革正を為す。当面の選挙に当っては公平にする。……こういう を自らすることが多い……もしくは自ら采配することが多い……こういう人を委員の中に網羅しておきますれば、 政党幹部は地方支部の幹部であるが、 の統制下におこうとするのである。この意味に岡田は気付かなかったようである。 岡田はこれを重視している。「詰り政党政派の幹部はややもすれば選挙違 知事 検事、 (官僚 平 政 反

青年団活動で選挙粛正運動を行おうとしていた田沢委員は当然この案に大きな関心を示した。委員会が本来の 選挙革正に主眼をおくとすれば、 それは 「警察官の補助隊ともいうべき、公民の中から義勇警察というような 活動

目標、

に司法当局、警察当局の意見を求めた。 そうなれば「各市町村に義勇警察隊が出来るようにならなければその效果を挙げることは出来ない」とし、参考の為 意味で……(選挙違反)を警戒し或は場合に依っては、摘発するというような働きの方が主になって来ると思う……。

めるだけにとどめた。のちの選挙粛正運動に展開する方向がここに示された。 これに対し司法次官皆川は、個人的意見として「頗る結構」と答えた。内務次官の潮は案の細部について説明を求

見は、知事が会長として三十名ずかりりを動き動うにない。 ういうものは役に立たぬ、却って弊害を生じ、選挙干渉の機を与えるようなことになって来る」という。 を製造するが為に国費を失するということは賛成できない」と手きびしいものであった。松田もこれと同意見で「こ 行政長官としては有能であるであろうが、 選挙界ではそうはいかない。「これは全く 無用の長物で…… 無用 選挙委員会の設置案は提案通り総会の多数決で決議され、政府の参考に供する為提出されることになった。 知事が会長として三十名ばかりの委員を集めて選挙界の粛正を図るということは飛んでもないことだ、知事は の長物 反対意

審議を終えて、政府に答申した。 法制審議会は一九三二(昭和七)年十一月十八日から総会を開き、 主査委員会の成案を審議した。十一月二十一日

- (1) 前掲主査委員会議事速記録第三回五七~八頁
- (2) 同上第四回九六頁
- (3) 同上第三回六〇頁

- 4 同上第四回九六頁、 通例、 罰金は候補者が肩代わり負担した。
- 6 5 同上第四回一〇六~七頁 同上第三回四九~五三頁
- 7 同上第三回七七頁
- 8 同上第四回九四~五頁
- 10 9 同上第四回八五頁 同上第四回九〇頁
- 12 11 治安維持法第六条
- 13 前掲主査委員会議事速記録第四回一〇一頁 爆発物取締法第十一条
- 16 15 14 同上第五回一二頁 同上第五回一六~七頁 同上第四回一〇三頁
- 同上第五回二六~七頁 同上第五回二二~三頁

18 17

同上第五回九頁

19

- 12 20 同上第五回三〇頁
- 同上第六回三六~七頁 同上第六回三六頁
- 同上第六回三九頁 同上第六回三八頁

23 22

同上第六回四〇~一頁

25 24

26

- (27) 岡田は第五十六回帝国議会の頃からこの主張をもっていた。
- (28) 前掲総会議事速記録第十一回一三頁
- (29) 同上第十二回四四頁
- (30) 同上第十二回四六~七頁
- 31 拙稿「選挙粛正運動の思想と役割」「都市問題」 第50巻第8~11号、 拙著 「日本選挙啓発史」(「明るく正しい選挙推進

全国協議会」発刊、一九六二年)参照

(32) 前掲総会議事速記録第十一回一三七~八頁

第六十五回帝国議会における改正成立

七

提案理由

(1)

できなかった選挙公営案とを除いたものが、 改正法律案は法制審議会の答申の内容に沿ってつくられ、うち結論を得なかっ 一九三三(昭和八)年第六十四回帝国議会に提出されたが、 た比例代表制案と事務当局で成案が 公営案のな

山本内相の提案理由の説明に従って本案の内容をあげればつぎの通りである。 いことが強く批判されて審議未了となった。そこで政府は翌三四 (昭和九)年公営案を加えた改正案を再提出した。

第一 議員選挙方法

1 投票所の増設

2 選挙人名簿に登録に必要な住居期間を六ケ月に短縮、 選挙人の年齢は名簿確定日に依って算定、 選挙権行使

の機会を多くする。

50 (2 • 67) 205

- 3 開票手続は投票の秘密を確保するため投票区別開票主義を改め混同開票主義にする。
- り上げ、 4 議員の補欠。議員の欠員を少なくするため、 議員の欠員が二人に達しない場合でもその選挙区で再選挙が行われる場合、 選挙期日から一年以内に欠員を生じた時は直ちに次点者からく これに併せて補欠選挙を行う

第二 選挙運動費用減少のため選挙運動の取締りを厳重にする。

とと。

- 1 選挙運動者は選挙事務長と選挙委員のみ。選挙委員の数の減少。
- 2 選挙運動のために使用する労務者数の減少。
- 3 選挙事務所は候補者一人に付き一箇所。
- 4 第三者は議員候補者または選挙事務長の文書に依る承諾を得て選挙演説会に出演する外一切の選挙運動をな

すことを得ないこととする。

- 5 選挙運動費用は六千円程度に低減すること。
- 6 選挙の期日後選挙人に挨拶する目的を以てなす行為の内務省令による制限。

第三 選挙犯罪防止のための罰則の改正

- ては極めて重い体刑のみを科すること。買収犯罪の時効完成期間の延長。 1 買収犯罪に対する刑罰を一般的に加重し殊に所謂選挙「ブローカー」に付き、新に規定を設け、これに対し
- たって選挙権または被選挙権を失わしめ、 2 選挙犯罪者に対する欠格の制裁を厳重にする。 且つ情状に依り裁判所が欠格の制裁を緩和するについて制限を加える。 買収犯罪の再犯以上の者に対し、十年、十五年の長期間にわ
- 3 候補者連座制の拡張。 選挙事務長が買収犯罪に依り刑に処せられる場合に於て当然に候補者の当選を無效と

する。 事務長に非ずして事実上の選挙運動を主宰したる者の買収犯罪により刑に処せられた場合も同様に候補者の 当選人が事務長の選任及監督に相当の注意をなしたるときは免責されるという現行但書は削除。 さらに選挙

定が加わる。

は 警察官吏の買収犯罪に付ては、 選挙干渉の弊の防止のため、 新に規定を設けて厳罰とする。 官公吏の選挙犯罪に対する刑罰を加重し、 官公吏の選挙犯罪に付ては時效完成期間を延長す 殊に選挙事務に関係ある官公吏また

ること。

第五 選挙公営の拡大。

少なく、 法制審議会参考案に示されたような徹底した公営を行うことは困難である。 かつ選挙運動費用の減少より見て、また選挙運動における機会均等を実現する意味合において、 しかしそのあるものは実行上の困 相当有意義

であると認められるので、 1 公の営造物の設備において開催する演説会については、 本改正案中に採用することにした。 当該営造物の管理者においてその会場の施設をなす

こと。演説会場の施設は候補者の私営も認める。

回の 2 無料郵便物及び演説会告知の為にする文書の外、すべて私的頒布を禁止。 地方長官は候補者の政見等を掲載した文書、選挙公報を発行すること。 この違反については厳重な制裁を科 選挙文書は、 公営の反面として、

公営についての細目は勅令を以て定める。

す。

会の要望にも副うものである」と、 以上改正法律案に採用された諸項目は「何れも選挙の自由 山本内相は提案理由をしめくくった。 公正を図る上に於て有效適切なる手段であり、 今日の社

(2) 主要な審議内容

院本会議に始まって、三月二十五日、 改正案の議会審議は浜口内閣以来の経過があるので、 修正論議を中心に主な審議内容をあげておきたい。 貴族院で両院協議会成案可決、 かなり円滑に進行し、 本案成立に至るまで、二十五日を要したにとど 一九三四 (昭和九)年三月一日に衆議

1、取締法<u>批</u>判

月一日衆院本会議の代表質問で選挙法の全体的な観点から批判した。 衆議院議員選挙法が人民代表法としての性格を薄めて選挙取締法としての性格を強めて行く傾向を戸沢民十郎

ことが、普通選挙の目的を達する所以ではなかろうか。」 とで、がんじがらめになって」フアンが「先生出て行って御手助けがしたいが、 が多い。「法が窮屈で細か過ぎる、」「これを一切単純化して全国一斉に立つように細かい規定を取ってしまうという いうのは 系統のものが多い中で、 き上げる」ものだと思う。然るにこの法規は「推薦状に同意を求めるのがどうだとか、届がどうだとか……喧しいこ れの質問要旨の第一点は選挙法を単純化する考えはないか、ということである。 「実に複雑極まる。」普通選挙というものは「丁度御神輿をかつぐように国民全部一斉に立上ってわっとか 普通選挙法に限っては全く純国産である。しかし立法技術の点で見れば失敗ではないか。と 私は危ないから御免蒙る」というの 日本の各種の法律は \exists 1 ロッ

生む。「話せば分る」というのに犬養総理大臣を射った。「国法を重んぜざるの甚しいもの」である。「行わざる法律 戸別訪問、 第二点は「行わざる法律の下に国民を曝して置いて危険」 個々面接の禁止などを設けたが守られていない。 はないかということである。普選法は選挙費用の 法律に遵わない習慣を作るということは恐るべき弊害を

提出 の下に国民を曝し、 になったような改正でなくして、 如何なる恐れらるる結果が吾々の頭に招来するであろうか」ということを考えて、「只今…… 根本的に法律を改廃するの途はないか」ととくに司法大臣の考慮を戸沢は求め

た。

んと三年に上がり、 煩わしい規制による厳罰主義を批判した。「大根切るよりも楽に選挙法の改正」が行われている、二年以下の懲役がぽ うな家柄の名士が選挙違反に刑余の人となり、そのため村における社会的制裁の規律が破壊されつつある、とかれ 第三点は 選挙違反の事件が国民の醇風美俗を破壊しておらないかということである、 千円以下の罰金が二千円になっている。 村で尊敬の的になっているよ

極道徳、 は「すべてこれ立憲政治には禁物の消極道徳、服従道徳、盲従道徳、言葉を換えて言えば……奴隷道徳」である。「積 吉司法大臣の答弁は戸沢質問とすれ違った。 重大なる問題である。 人格政治の根本がある。」この人格政治の根本を実行する途がないかあるかというのが、この選挙法改正に当って 第四点の質問でかれは立憲教育の施策を提起する。封建時代から余り時がたっていないので「日本の道徳の根本」 立憲政治には自分の人格、 かれは立憲国民道徳の教育の根本を確立する積極的な大運動を起すよう内閣に求めた。小山松 個人人格を自治体にまで拡める、更に進んで国家にまで敷衍するという所に、

所

2 混 同 開 票

は買収票の出た投票区を分らなくすることからかえって買収をしやすくすること、 投票区がせまくなるので、 した。①混同方式の方が投票買収の效果を分りにくくすることから買収防止に效果があり、 選挙区と投票区の中間に開票区を設け、 区毎の開票では投票の秘密が侵されるおそれがある、 投票をその一か所に集め、 投票区毎の開票を改め、 と考えられた。 ②選挙無效があるとき、 さらに②投票所増設で 混同して開票する方式 反対論は①混同開票 関係投票

は市町

村毎の混同開票の妥協案に決した。

区全部について選挙のやり直しをしなければならない、 との理由をあげた。

衆院は反対論をとって投票区毎開票に修正した。 貴族院は政府原案をとり、 衆院修正案を再修正した。 両院協議会

3、選挙運動費用の減少

たが、 ①選挙事務所 衆議院はこれを再修正し原案にもどした。 候補者一人につき現行は七箇所であったのが、 両院協議会は妥協案として、一箇所に限る但し命令によって三箇所 一箇所を提案された。 衆院はこれを三箇所に修正

まで設置しうることにし、これが成案となった。 ②選挙委員 候補者一人につき二十人で異動があっても延三十人に限られたが、 衆院は延人数を五十人限度に修正

し、これが成案となった。

労務者と選挙運動

③ 労務者 数は一日二十人が原案であったが、衆院はこれを三十人に修正し、これが成案となった。

者の区別が問題になった。これに対し政府委員は「自分の頭を働かして、そうして投票獲得に役

立つ所の直接の行為をする者は選挙運動者で、労務者は機械的に働く者」と説明した。

に在らず」(第九十六条第三項但書)を修正追加し、 く条文を加える必要がある、 論労務者であるが、 家族や雇人で選挙の事務を手伝う者は労務者の中に数えられるかの疑問が起された。 世の中の実際に照してこの解釈が甚だ無理であるというならば、 と答えた。そこで衆院は これが成案となった。 「議員候補者と同居する親族、 家族及常傭者の使用人はこの こういう者を労務者として取 政府委員は、 法文の解釈 上 限 無

府原案はこれを原則として禁止し、 ④第三者の選挙運動、 現行法は第三者が演説または推薦状によって選挙運 但書で、 候補者または選挙事務長の文書に依る承諾を得た場合に限り、 動をすることを自 由にさせてい たが、 演説会に 政 説をやるということは、

選挙運動の実態其のものでなければならぬ」。この考えから修正したと応じた。

両

院の

協

議

或は

「第三者が進んで自己の費用を以て、文書に依り推薦をなす、

選挙粛正委員会なるものも政府の説明を聞

殆んど私共の委員の頭にはっきり」しない、

馬場はそこで、

選挙公営といっても本案では極めて限られている。

の 出演できると、 を開き、 制限を容認し ことに追加修正した。しかし政党の活動は禁止することを得ないということで、 候補者の出す無料の通常郵便物に推薦状の同封もしくは登載できるように修正をした。 た上、 その範囲を大幅に制限した。 演説会の応援弁士の数を、四人まで(候補者が欠席の場合は三人) 衆院は民衆参加を阻む改正に反対意見を出すものもあったが、 候補者の所属する政党は演説会 に制限する (第九十八 ح

る。 う は、 て は、 今日 挙粛正を期している。 ある。」こうして新人候補者の運動や応援を容易にし、その選出の道を開きたい、とのべた。 然るに政府原案に於ては、第三者の選挙運動として、 点は第三者の自弁とした。この修正理由について両院協議会で貴院の馬場鍈一協議委員は「戸別訪問を禁止して居る が、 貴族院から強い批判が寄せられた。貴院は政府原案を現行法どうり演説と推薦状によるものは自由に、 自分自ら進んで、 、原則として最も盛んに、 政府案は選挙公営を認め、その関係から選挙運動の範囲を成べく制限を加え、 これは普通選挙における選挙運動の根本趣旨に異なるものではなかろうか。 の規定その上から考えまして、 その案はこの政府案の「除外が余りに広きに失している」とわれわれは感ずる、 自己の費用を以てする文書に依る推薦なり、 衆議院はこれを認めた。 而して最も明朗に致すべきものである。 第三者の選挙運動といわず、 貴院はこれらのことについて十分研究の上、この修正に出られたと思 文書に依るものを絶対に禁止している。 元来選挙運動は言論、 演説会を開くというようなことは、 (候補者に費用の迷惑を掛けないよう考慮し 宜しく、 さらに選挙粛正委員会を設け、 文書に依るべきものである。 と衆院の立場をのべた。 言論文書等に依る選挙運 衆院の島田 演説 **6** これは 俊雄協議 限られて居 自 用

しつ

7

っていたのである。

主張したことは注目されてよいことであろう。衆院の支配的空気はこれほどまでに自由な議会政治から遠い 案は貴院の修正 それにしても一般的には保守的なはずの貴院が第三者運動の、 に「命令の定むる所に依り」の条件を加えて、二種の第三者運動を認めることになり、 さして多くない自由を衆院に対してこれだけ これ ものにな

を図るという改正の趣旨に沿っているといえるであろうか。かれは問題を提起したが、 の罰に問われるとすれば、 消す為にこういうことが起る。「こういうことが真相だからよろしく頼む」と文書を出すとそれが多数になれ 引かれるのか。それは常識で決ると小山法相はいう。少数であれば文書を配布しても違反にはならない。 為に不特定又は多数に対して文書図画を頒布する行為」と定義した。不特定はよいとして、(『) た。第三者の推薦状の頒布が禁止されることもあって頒布とは何ぞやが問題になった。小山司法大臣は される中で、 ⑤文書頒布の包括的禁止・ 選挙運動のさ中、どうしても手紙を出さねばならないことがある、 わずかに無料の通常郵便物と演説会告知文書のみに限定して禁止が解除されるというの 候補者は文書を出せず「デマの裡に 選挙をしなければならぬ。」これでは選挙の自由公正 限定的解除 選挙公報の公営が始まることもあって文書を頒布する運動は包括的 悪質なデマを飛ばされた場合などそれを打 政府側は答えなかった。文書 多数と少数はどこで線が が 「選挙運 原案で 山枡委員は ば に 頒 動 布 止

動車の費用か合までより多くかかるようになるとか、 られていないという。 限されたことと公営が拡大されたことによってこの額が算定された。然し議員の多くは半ば公然と費用の法定額は守 動費用の法定額 改正案で選挙事務所が一か所になったのであちこちに出ている選挙委員の間で連絡のために自 選挙運動費用の法定額は約一万二千円から半額の六千円に減額された。 無料郵便物の発送準備だけで四千五百円を要するという。そう 選挙運 動 が大きく制

頒布の大幅制限はやはり重大な問題点を含んでいたのである。

正し、

それを一人に限定することにした。

して結局、衆院は約九千円に増額修正して成案となった

4、厳罰主義

①連座 制 連座範囲の拡大で「事実上選挙運動を主宰したる者」の意味が問題になった。

る。 うなると候補者は当選しても連座して当選を失うかも知れぬと、支持者が去って行くということが恐れられたのであ 三人ということになると、 合もあるかを問題にした。 選挙運動を総括的に指揮監督をする実権をもって居る者」と答えた。これでも委員達はこれが一人であるか複数の場(4) 主宰」とは選挙に関する全面的支配を意味するかと聞かれて、小山法相は、「選挙事務長として届出をしない人で、 法相の一人に限るという確答が得られなかったので、 ある運動員が買収事件で検挙された場合、 法相は第三回と第四回の委員会で必ずしも一人に限られないと答えている。これが二人、 衆院はこれを事実上選挙事務長の事務を執りたる者」 かれは主宰者であるという噂が立ちやすく、そ に

近代立法の基調をなしている社会正義の観念に反するというのが修正理由であった。 とにした。 者についても当選人がそのことを「知らざりしとき」とその「制止に拘らず」その事務を執りたるときに免責するこ つぎに衆院は選任及監督に注意したときの免責規定の現行但書を復活修正し、 当選人が全く自分の知らぬことで、自分に責任のないことで事務長の選挙違反に依って当選を失うことは 事実上選挙事務長の事務を執り たる

分を受けるよう規定せよという制裁の均衡論が出された ح の 審議の過程で、 政府が原案をあくまで押そうとするなら、 官吏の選挙違反についても上司が連座して免官の 処

項の復活を認め、 貴院は本項につ いて これが成案になった。 「選挙事務長の職を執りたる者」に代えて「選挙運動を総括主宰したる者」 に修正し、 免責条

れに対して小山法相は厳罰主義は候補者の運動体をひきしめ、投票ブローカーに金を出さない立派な口実になると次 る議会政治の新陳代謝はとまる。「厳罰主義は将来案外そういう所に祟りはしないか。」とかれは不安をもらした。 人は議会に入ることを欲しない、又本人は欲しても親類が一生懸命に泣きの涙で止めるであろう。」優秀な人物に 務官の上に国務大臣と新陳代謝のシステムをもっている。「選挙に付てこういう厳罰主義があると尚少し気の ②独裁政治 国運の発展と共に、議会政治というものに新陳代謝が行われて行くことが大事なのではないか。」官僚組織 への接近 犬養健委員は厳罰主義の效果を問題にする。「議会に次から次へと立派な有能な人が 利 入っ 11 は ょ た 7 事

うものによって議員に立つことが出来ない。……この改正法の厳罰主義からいったならば、 「歩んでいる改正法と見なければならぬ。」議会政治の後退は独裁政治の進行となるのである。 松 田正一委員は具体的にいう。第三者の運動を禁じ、候補者の費用を減じ、一方に厳罰する、これでは「選挙とい 独裁政治というものに

元の低い答弁ですました。

5、選挙公営

て 尊重する立場であるから、 自由権を行使して参政権をもつのであるから、国民の為さねばならぬ立場であるという見方が一つ。」個人の の為に、 いうことが当然の見方である」もう一つの見方は封建時代と異なり、立憲政治に依って自由が保障されている。「この ①選挙公務論 が残る。 国家が進んで為さなければならぬという立場であるならば、 かれは斉藤首相に何れの立場を執るかを問うた。首相は簡単に 浜野徹太郎委員は公営主義の基本原理を問う。議会政治の向上は国家の利益である。「国家の 選挙は 「国民自ら進んで為すべきことであるというならば、公営主義というもの 選挙に対する費用全部を公営を以て充されると 「国家の為め公営主義を執る」と明 17 自 対 進 由 を 運

投票者が日当を受ける規定をつくるよう求めた。 投票してやるんだ、 はここから選挙権を公法上の権利であると同時に義務であるという明文を条文化せよという。そうすれば、 挙は国家の統制に依って合理化しなくてはならぬ。ここから選挙の公営と投票の義務という考え方がでてくる。 木村正義委員は選挙公務論を一歩進める。選挙は決して個人の自由ではなく、公務である。公務であるとすると選 従って金をもらうことは当然であるとの考えを打破することができる。こうして彼は投票強制と 候補者に かれ

ところに選挙界の問題があるのであるから、 出したからといってそれで買収防止になるとは思えない、と答えた。 「実は人民が喜んで選挙所に行って投票するだけの国民でなくては、立憲政治というものは運用出来ぬ」また日当を 内務政務次官斉藤隆夫政府委員は立憲政治の歴史的原理からいって、 かれの答弁は木村を納得せしめなかった。 かれのいう立憲政治が原理的に確立していない 投票日当や強制投票は理論的になじまない。

行政庁に建議すること」である。 もたせるためにこれを勅令ではなくて法律によって設置してもらいたいとの意見が出された。これに対し斉藤政府委 員は粛正委員会のなすべき事項が立法事項に属するものでないので法律によらないで勅令にしたと答えた。その設置 的 ②選挙粛正委員会 は 「選挙の粛正、 健全なる政治思想の普及、及選挙公営に関する事項に付意見を答申し、 法制審議会の選挙委員会に対応するもの。この委員会に選挙違反に対する告発の義務と権限を 地方長官が会長になり、 政界の有力者、 実力者から委員を任命するなど、 及是等の事項に付関係 法制審議

6、政党悪党論

会の答申の線で勅令案がつくられた。

議院の方に悪いことがあるので、 田中委員は政治悪の根源を政党に集中して見ようとする風潮に言及した。「何でも悪い事は政党にあるのだ、 他にはもう一向悪いことはないというように、政党不信とか、 或は衆議院が腐敗 衆

のがある。 て居るとかいうことは、一つの流行のように言われて居るのであります。」しかし官僚の方面の弊害、吏弊というも(๑) 悪党論だけで事態は改革されないことを論じ貴族院制度改正を斉藤首相に求めた。首相は「これらの問題を考究した もまた万年与党となってその積弊著しいものがある。貴族院改革は衆議院と同時に行われねばならない。かれは政党 地方官が身分保障で事勿れ主義で仕事をしない、地方官が住民を煽動しているようなこともある。貴族院

(3) 改正の概要

い」と答えるにとどまった。

とにあった。そのため選挙運動の取締、 命令の諸規定に広い範囲の改正が行われた。 九三四年衆議院議員選挙法改正の主なねらいとするところは選挙の革正の実現と選挙運動費用の低減を図ったこ 同費用の取締、 選挙公営、 同罰則の法の諸規定、 および施行令、 取締規則の

、選挙運動取締規定の改正

(1) 選挙運動の始期

これまで演説または推薦状による選挙運動に限って、立候補届出前にもなすことを許されていたが、これができな 立候補の届 出前には運動ができないこととされた(法第九十五条の二)

くなった、

(2) 法定選挙運動者

ことができなくなった。(法第九十三条一項) 選挙事務長を除いて法定選挙運動者は選挙委員二十人に限定され、また選挙委員の入れ換えは延、 選挙事務員の制は廃止されたので法定運動者で報酬を受ける者はなく 五十人を超える

2

3

なった。(法第八十九条一項等及現行法第九十七条二項削除参照)

来は法定選挙運動者の数はこれを入れ換え異動によって脱法されていた。 買収の防止、 費用の低減および機械的労務者と事務員との区別の困難からくる取締上の不便をなくすため、 なお従

(3) 機械的労務者の制限

選挙運動の機械的な作業に使用する労務者を一日三十人に限った。 労務者の雇用の名目で戸別訪問と買収が行われ

た。買収防止と費用低減のため。(法第八十九条二項)

(4) 第三者運動の制限

候補者、 事務長、 選挙委員以外の第三者の運動に関し、 命令を以て制限を設け得ることとし (法第九十六条 一項但

第三者が演説または推薦状による選挙運動をなす場合には左の制限に従うことを要することとした。(施行令第

五十七条の三)

1 戸別訪問、個々面接、電話による運動の禁止。

演説会告知のためにする場合を除く外新聞紙または雑誌の利用

の禁止。

演説または推薦状による運動をなすにつき強いて候補者または事務長の承諾を求めることの禁止。

(5) 選挙事務所の数

原 則として一か所に限り、 島部その他交通至難の状況にある選挙区に限り、三か所まで認められる。(法第九十条)

(6) 演説会出演者数の制限

選挙演説会に出演し得べき者は一回に付四人、 候補者またはその代理者の出演のないときは三人に限られた。(法

第九十八条の三)

(7)文書図画頒布の制限

選挙公報を発行する区域では原則として文書図画の頒布を禁止、 例外として選挙無料郵便物、 演説会告知文書、 及

び第三者の推薦状に限り頒布は許される。(法第九十八条の二)

公報発行による私的運動の制限。

(8) 選挙期日後の挨拶行為の制限

期日後の当選又は落選に関する挨拶行為の制限の内務省令委任。

(法第百条の二)

費用の低減及び選挙の公正確保のため。

選挙運動の費用取締規定の改正

(1)

法定制限額

(2)

費用に関する帳簿

費用の法定制限額を候補者一人につき九千円程度に低減

般人の閲覧の規定。(選挙運動取締規則第十六条) 費用に関する承諾簿、評価簿、支出簿、など帳簿類様式の規定。(施行令第六十四条の二)さらに精算届書の様式と(『リー』)

取締の便宜と費用制限の徹底のため。

₹ 選挙罰則の改正

(1)買 収 犯 罪

二条の二)。

買収犯罪に対する刑罰の加重 (第百十二条一項及第百十三条一項)、選挙ブローカーを厳罰する規定の新設 (第百十

50 (2 • 80) 218

選挙革正の為最も必要なこととして買収犯罪の絶滅をはかる。

(2) 選挙の自由妨害罪

刑罰の加重 (法第百十五条)

別の「お話り」は、「別の一個人」である。

十三条二項)なお選挙干渉の行為の具体的場合を例示し、その刑罰を加重 (3)選挙事務に関係ある官公吏または警察官吏が買収犯罪を犯した場合は一 官公吏の選挙犯罪

般人の場合より重科

(法第百十二条、

(法第百十六条)

選挙の公正の保持のため官公吏の選挙干渉行為の絶滅をはかる。

(4) 連座規定

選を無效とする(第百三十六条)なお連座の訴訟は検事が公訴に附帯して訴訟を提起することにした。(第八十四条 事実上の選挙運動の総括主宰者による買収犯罪の場合においても選挙事 務長の場合と同様に原則として当選人の当

一項)候補者の責に帰せられない場合の免責(但書)

(5) 選挙権および被選挙権停止の制裁

買収犯罪の再犯者に対しては選挙権および被選挙権停止期間を十年間に延長、 またこの 種犯罪者に対 しては情 状が

あっても裁判所においてこれを全然免除することを得ないこと。なお形式犯のような軽微な犯罪についてはこの 制裁

は科さないこと(第百三十七条)

公民権停止の制裁を悪質選挙犯罪防止に效果的にするため。

四、選挙公営制度の改正

(1) 選挙無料郵便物

差出権者を候補者と選挙事務長にした(第百四十条)

(2) 演 説 会

説会開催の為に必要な施設 公立学校その他の営造物の管理者は当該営造物の使用許可申請者 (照明、 演壇、 聴衆座席など)をしなければならない(法第百四十条第二項、 (候補者または事務長)より申請があったとき演 施行令第八

十一条一二

条の二、第八十一条の三および二) 演説会の公営に要する費用は各営造物につき一回を限り国庫負担とし、 その他の場合は候補者の負担 (令第七十二

(3) 文

地方長官は候補者の政見等を掲載した選挙公報を発行すること(法第百四十条四項)

報発行の費用は全額国庫が負担する。 容が安寧秩序を紊しまたは風俗を害するものなるときは地方長官は内務大臣の指揮を得て登載しないことを得る。公 を超えない。公報は候補者毎に別紙に印刷し、綴じないで選挙区毎に一括して有権者に郵便により発送する。その内 公報の発行は総選挙の場合に限る、 なお内務大臣の告示した区域では公報の発行を要しない。掲載文の字数は三千

五、選挙粛正委員会

一九三五(昭和十)年五月八日、勅令「選挙粛正委員会令」公布。

委員会は地方長官の監督に属し、 地方長官 (警視総監を含む)の諮問に応じて、 選挙に関する弊害の防 址 公正

る選挙観念の普及其の他選挙粛正に関する事項を調査審議す、委員会は前項の事項に付関係行政庁に意見を提出する

ことを得 (第二条)

会長一人、地方長官、委員三十人、委員は 政治家、 実業家、 教育家とその他学識経験ある者

官吏、

待

遇官吏及吏員 の中より地方長官が選任 委員は名誉職、 任期は二年 (第四条)

費用は国庫の負担 (第八条)

1

第六十五回帝国議会衆議院選挙法改正特別委員会第六回

2 3 同上第六回 同上第五回

5 4 同上第五回 同上第六回

7 同上第三回 同上第五回

6

8 9 同上第四回 同上第三回

政治悪の非難を普選下の政党政治と買収、 選挙干渉の選挙の弊害とに集中した形で衆議院議員選挙法の改正が進め

られた。官僚勢力は選挙干渉への対策と選挙の取締強化と厳罰主義で政党勢力を攻めた。選挙干渉対策は一九三二(

し

しかも

内務省では運

動取締りに当る警保局系統が強くなってい

っ た。

あっ 大幅に実現され 義には多数が反対 に当ることになった。 昭和七) ると取 力は厳罰主義でほぼ た。 締り強化と厳罰主義と公営主義との三者は一体化して法改正を特徴づけた。公営はそれを原則とするまでには 年九月二十二日文官分限令が改正され、 取締り強化と公営制の新たなルートを加えて内務省による選挙の執行、 なかっ 0) 線につい たが、 体となった。 政党内閣が終った時点でその身分保障措置 自由な選挙運動をできるだけ禁止するという公営原則化 たが、 官僚勢力は選挙公営の制度化にはまったく慎重であった。 公営主義には分裂した。 新たに文官分限委員会がおかれ、 そして官僚側が公営の拡大に組織として推進態 は官僚の地位 の強化に役立つものとな 管理における官権主義的干与は増 文官の処分に関しその身分の保障 この反面の の対応は実現を見た 他方、 政党側は厳罰主 た。 度に 官僚 の 攴

省、 かし 軍部が坐り、 活力を失った政党は は翌一九三七年の総選挙でますます強化され、 の網羅的末端組織を実行部隊に組入れて、 なくなる前に選挙そのものの死滅」 4 選挙粛正 体制 選挙はまっ 内務官僚 の 内政 運動は官製民間運動として地域社会の有力者を組織化し、 地域社会の末端にまでその支配を貫徹する役割を内務官僚を中心とした革新官僚が担っ 0 勢力を加えた。 面 たく活力を失い、「病気を百発百中治す方法は病人を殺してしまうこと。 の導火線として一 一九四〇 (昭和十五) こうして一九三六(昭和十一)年二月二十日の総選挙で選挙の腐敗は一 九三四年改正法は確かに大きな役割を果したといえるのである。 と一新聞 年解党し、 改正法の実施を支えた。 (「新潟毎日」 三六、二、一一) 一九四二(昭和十七)年の東条内閣の翼賛選挙貫徹運動 翼賛政治体制に組み入れられて行っ この運動もまた地方行政と警察を統轄 部落会、 の評したものとなった。 町 内会、 青年団、 (生気なき選挙では) た。 国政運 婦人会等の た。 用 選挙 元展開 掃された。 の とのファシ ŀ 粛正 地域社 る プには 違反 運 内 た。 動

ズ